P1

社会保障審議会障害者部会

第88回（H29.12.11）

資料4

障害福祉サービス等情報公表制度の公表事項（案）について

P2

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者について

（基準）

 ○ サービス管理責任者については、障害者福祉サービス事業所ごとに、以下の人数を配置

・ 療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援・・・利用者60人:1人

　※利用者数61以上：1人に、利用者数が60人を越えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

・ グループホーム ・・・ 利用者30人:1人

　※利用者数31以上：1人に、利用者数が30人を越えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

○ 児童発達支援管理責任者については、障害児通所支援事業所等ごとに１名を配置

（経緯）

　○ サービス管理責任者については、平成18年に障害者自立支援法施行によりサービスの質の向上を図る観点から個別支援計画の作成と従業者への指導・助言を行うものとして位置付けられ、その養成研修としてサービス管理責任者研修が実施されている。

 ○ 児童発達支援管理責任者については、平成24年に児童福祉法の改正によりサービス管理責任者と同様の者として位置付けられ、その養成研修として児童発達支援管理責任者研修が実施されている。

　○ 児童発達支援管理責任者については、平成29年４月に実務経験に関する基準を改定し、３年以上の障害児者もしくは児童への支援業務を必須とした。

（現状）

 ○ 平成18年度から平成27年度までの間の研修修了者の合計は、サービス管理責任者研修が133,428人、

 児童発達支援管理責任者研修が26,284人。

【サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件】

実 務 経 験

障害児者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験（３～１０年）。

+

研 修 の 修 了

「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」を修了+「サービス管理責任者研修」「児童発達支援管理責任者研修」を修了　一部講義及び演習は障害福祉サービス毎の分野別に実施

→

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置

P3

図略

P4

図略

P5

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置

○　サービス管理責任者

* 事業の開始後１年間は、実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす。（平成30年３月31日まで）
* やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた場合は、１年間は実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす。
* 多機能型の運営において複数種類の事業のサービス管理責任者を兼務する場合、「サービス管理責任者研修」のうち、該当する種類の事業に係るすべてのカリキュラムを修了することが必要。ただし、事業開始後３年間は、少なくとも一つの種類の事業に係る研修を修了していればよいこととする。

○　児童発達支援管理責任者

* 事業の開始後１年間は、実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす。（平成30年３月31日まで）
* やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、発生日から起算して１年間の猶予措置を設定。

P6

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の猶予措置について

経　緯

○　サービス管理責任者のみなし措置については、平成18年の障害者自立支援法創設当時から設けられ、平成24年４月１日からは事業開始後1年間の猶予措置とされ、平成27年に当該猶予措置を平成30年３月31日に終了することとした。

○　児童発達支援管理責任者の猶予措置については、平成24年４月１日から設けられ、これまで１回延長し、平成30年３月31日までとなっている。

対応案

○　引き続きサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の十分な確保を図る必要があること、また、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修の改定を平成31年度に予定していることから、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の猶予措置について、平成31年３月末まで延長する。